

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第26号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「オ」を「エ」に、「令和7年度分」を「令和8年度分」に改め、同項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同項第2号中「平成28年度」を「平成29年度」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、条例附則第14項の規定による減免は、条例附則第12項及び第13項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市民税が課されているとみなされた者に対して、条例附則第9項から第11項までの規定により算定された保険料の額から条例第6条第1項の規定により算定した保険料の額を控除した額について行うことができるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。